

入札（見積り）調書

予定価格 59,761,000円
調査基準価格 52,815,000円

入札（見積り）日：令和 3年 7月 20日

工事番号	資管工第020号
工事名	令和3年度 公共下水道（古川）福浦地内管渠築造工事
工事場所	大崎市古川地域福浦地内
入札月日	令和 3年 7月20日午前10時00分
場所	上古川配水場北側会議室（プレハブ）

入札者	
工種分類	土木一式
業者数	2

一般競争入札（総合評価落札方式）

入札（見積り）経過

（単位：円）

No.	入札者	第1回入札	第2回入札	第3回入札	第1回見積	第2回見積	第3回見積
1	（株）三協建設	56,700,000					
2	（株）古川土地	56,500,000	8/4 落札決定 資格確認済み				

総合評価落札方式に関する評価調書

工事番号	工事名	工事場所	予定価格 (税抜き)	調査基準価格 (税抜き)
資管工第020号	令和3年度 公共下水道（古川）福浦地内管渠築造工事	大崎市古川地域福浦地内	59,761,000	52,815,000

入札者	入札価格	価格点 (A)	価格点以外の評価点 (20)				総合評価点 (C) (A) + (B)	順位	落札者	理由
			施工能力 (11)	地域貢献 (7)	社会性 (2)	小計 (B)				
(株) 三協建設	56,700,000	59.91	2	6	1	9	68.91	2		
(株) 古川土地	56,500,000	60.70	7	6	2	15	75.70	1	落札者	総合評価算定基準に基づく最高総合評価点獲得者
以下余白										

総合評価落札方式を行う理由

本工事は、開削（建込簡易土留）工法等を含む管渠築造工事で、工事品質を確保するため、適切かつ確実に施工することが重要であり、施工業者の技術的能力及び高い安全管理が求められる。
 それには、応札者の施工実績や工事成績などから技術的能力を評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要があるため、総合評価落札方式（特別簡易型）を採用するものとする。

総合評価

本総合評価落札方式における価格以外の評価点のうち、技術力、社会性、地域性は、応札者の申告点を最大点とし、総合評価することとしています。
 このため、総合評価点の最上位者より申告内容を証明する裏付け資料の提出を受け、その内容が確認されれば次点以下の者が落札者の総合評価点を上回ること無いため、落札者として決定しています。

入札（見積り）調書

予定価格 42,153,000円
調査基準価格 37,128,000円

入札（見積り）日：令和 3年 7月 20日

工事番号	資管工第022号
工事名	令和3年度 公共下水道（古川）金五輪地内管渠築造工事
工事場所	大崎市古川地域金五輪二丁目 地内
入札月日	令和 3年 7月20日午前10時10分
場所	上古川配水場北側会議室（プレハブ）

入札者	
工種分類	土木一式
業者数	2

一般競争入札（総合評価落札方式）

入札（見積り）経過

（単位：円）

No.	入札者	第1回入札	第2回入札	第3回入札	第1回見積	第2回見積	第3回見積
1	（株）三協建設	41,000,000					
2	我妻建設（株）	41,900,000	8/4 落札決定 資格確認済み				

総合評価落札方式に関する評価調書

工事番号	工事名	工事場所	予定価格 (税抜き)	調査基準価格 (税抜き)
資管工第022号	令和3年度 公共下水道（古川）金五輪地内管渠築造工事	大崎市古川地域金五輪二丁目 地内	42,153,000	37,128,000

入札者	入札価格	価格点 (A)	価格点以外の評価点 (20)				総合評価点 (C) (A) + (B)	順位	落札者	理由
			施工能力 (11)	地域貢献 (7)	社会性 (2)	小計 (B)				
(株) 三協建設	41,000,000	53.63	2	6	1	9	62.63	2		
我妻建設 (株)	41,900,000	46.54	8	7	2	17	63.54	1	落札者	総合評価算定基準に基づく最高総合評価点獲得者
以下余白										

総合評価落札方式を行う理由

本工事は、開削（建込簡易土留）工法等を含む管渠築造工事で、工事品質を確保するため、適切かつ確実に施工することが重要であり、施工業者の技術的能力及び高い安全管理が求められる。
 それには、応札者の施工実績や工事成績などから技術的能力を評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要があるため、総合評価落札方式（特別簡易型）を採用するものとする。

総合評価

本総合評価落札方式における価格以外の評価点のうち、技術力、社会性、地域性は、応札者の申告点を最大点とし、総合評価することとしています。
 このため、総合評価点の最上位者より申告内容を証明する裏付け資料の提出を受け、その内容が確認されれば次点以下の者が落札者の総合評価点を上回ること無いため、落札者として決定しています。